

所有者・管理者の皆様

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う定期調査・検査の報告期限について

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく特定建築物及び特定建築設備等の定期調査・検査の報告については、既にご案内を差し上げているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により所定の期限までに報告を行うことが困難となる事態が想定されるため、下記のとおり取り扱うことと致しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 今年度における報告期限の取扱い

##### (1) 特定建築物に係る対応

令和2年7月1日から12月28日までが報告期間となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により所定の期限までに報告を行うことが困難となる場合は、調査が可能となった後、速やかに調査し、県への報告をすることで、対応下さるようお願いいたします。

##### (2) 特定建築設備等（防火設備に限る）に係る対応

以下の期日が報告期限となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により所定の期限までに報告を行うことが困難となる場合は、検査が可能となった後、速やかに検査し、県への報告をすることで、対応下さるようお願いいたします。

- ・検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月  
(検査済証の交付日がH29年6月1日以後の場合)
- ・令和2年5月31日  
(検査済証の交付日がH29年5月31日以前の場合)

#### 2. その他

新型コロナウイルス感染症の影響により調査・検査が行えない期間についても建築物等の適切な維持保全を心掛けてください。

今年度定期調査・検査対象特定建築物等の所有者・管理者に個別通知したものと同様の内容です。

#### 【担当】

茨城県土木部都市局  
建築指導課 建築担当  
TEL : 029-301-4727